

改正

平成19年3月26日条例第3号

平成23年3月22日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第237条第2項の規定に基づき、財産を交換し、又は適正な対価なくして譲渡し、若しくは貸し付けること等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なもの6分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 市において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため市の普通財産を必要とするとき。
- (3) 普通財産である土地の一部について、隣接する土地の一部又は全部と交換することが、当該普通財産である土地の財産的価値を高めるものであると市長が認めるとき。
- (4) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(普通財産の無償譲渡又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 国等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該国等に譲渡するとき。
- (2) 那須烏山市社会福祉法人助成条例（平成23年那須烏山市条例第11号）の規定による助成の対象となる社会福祉法人（次条において「助成対象社会福祉法人」という。）において社会福祉事業の施設の用に供するため普通財産を当該社会福祉法人に譲渡するとき。
- (3) 国等において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該国等に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を当該寄附をした者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (5) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附をした者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡す

るとき。

- (6) 法令に基づき国等から無償又は時価よりも低い価額で譲渡された財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその縁故者に譲渡するとき。
- (7) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該国等に貸し付けるとき。
- (2) 助成対象社会福祉法人において社会福祉事業の施設の用に供するため普通財産を当該社会福祉法人に貸し付けるとき。
- (3) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- (4) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(行政財産の貸付け又は私権の設定)

第5条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付け、又はこれに私権を設定することができる。

- (1) 法第238条の4第2項第2号及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地を貸し付けるとき。
- (2) 法第238条の4第2項第5号又は第6号の規定により行政財産である土地に地上権又は地役権を設定するとき。

2 前項に定めるもののほか、法第238条の4第2項第1号、第3号及び第4号の規定により行政財産を貸し付ける場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 国等において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を当該国等に貸し付けるとき。
- (2) 助成対象社会福祉法人において社会福祉事業の施設の用に供するため行政財産を当該社会福祉法人に貸し付けるとき。
- (3) 行政財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- (4) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

全部改正〔平成23年条例5号〕

(物品の交換)

第6条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を市以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の無償譲渡又は減額譲渡)

第7条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡

することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき、国等又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを当該寄附をした者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。
- (3) その他公益上特に必要があると市長が認めるとき。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第8条 物品は、公益上必要があるときは、国等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一部改正〔平成23年条例5号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和42年烏山町条例第10号）の規定によりなされた財産の貸付け等に関する契約については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第8条及び第13条から第17条までの規定 公布の日

附 則（平成23年3月22日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。